

## 相談事例

### 《相談の内容》

一人暮らしで、最近、妻を亡くしたという**80代の男性**からの相談。

**訪問販売員**に「すごく美味しいから」と勧められ、**2パックで9,800円**だという**野菜の味噌漬**を購入した。翌朝、食べようと、**1パックを開封**してびっくり、**値段の割に中身がとても少量**だった。これでは、納得がいかない。

**残りの未開封分を返品し、返金してもらいたい**が可能だろうか。

**訪問販売で、漬物を購入したが、値段の割に中身がとても少量だったので、未開封分を解約したい！**

### 《対応の内容》

2009年12月、悪質業者による訪問販売や電話勧誘販売を規制する特定商取引法が改正され、原則として、訪問販売などでの全ての商品、サービスがクーリングオフの対象となりました。

今回の改正により、今までは、適用外であった漬物やカニなどの食品も対象となりました。クーリングオフ制度とは、訪問販売などの場合、契約後8日以内、3千円以上の取引であれば、書面で業者宛てに解約通知を出すことにより、無条件で解約ができる制度です。

本事例は、この制度の適用がありますので、開封し、一部消費してしまったものも含めて、全額の返金が受けられます。

## 身守りのポイント

一人暮らしの高齢者、特に今まで日常の買い物を妻に任せていた男性高齢者は、食品や日用品の価格について、全く把握していないということも珍しくありません。また、一人暮らしの寂しさから、訪ねて来たセールスの口車にのってしまうこともあるでしょう。周りの人達が、日頃から、一人暮らしの高齢者とのコミュニケーションを心がけ、日常の買い物などについて会話を持つようにしたいものです。そして、日々の暮らしの様子を見守りましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

**相談専用電話 043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111